

株 主 各 位

新潟県長岡市浦9750番地
岩塚製菓株式会社
代表取締役社長 榎 春 夫

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月24日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月27日（月曜日）午前10時
2. 場 所 新潟県長岡市飯塚2958番地
岩塚製菓株式会社 R & D・Mセンター
3階 コンベンションホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第63期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査
等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第63期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件 |
| 第5号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第6号議案 | 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 当社では、定款第18条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.iwatsukaseika.co.jp/>)に掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用環境に改善の動きが見られ、堅調に推移いたしました。一方で実質的な物価上昇等により個人消費の回復傾向が見られない中、中国やその他新興国市場における景気減速の影響を受け、経営環境は依然として不透明な状況で推移いたしました。

米菓業界におきましては、売上が堅調に推移する中、業界各社のシェア確保に向けた販売競争・商品開発競争は激化しており、さらに円安による輸入原材料コストの上昇等もあり、収益確保に向けた経営環境は厳しさを増しております。

このような環境のもと当社グループは、中期経営計画「岩塚Re-Bornプラン(61~63)」の最終年度となる当連結会計年度において、持続可能な成長に向けた「磐石なる経営基盤を確立」を全社方針として、確固たる利益体質の構築に努めてまいりました。

営業部門におきましては、国産米使用100%をさらに明確に打ち出すとともに、主力商品に集中した販売戦略と的確なマーケティング活動で、主力商品のシェア拡大とブランド力の強化を図ってまいりました。

製造部門におきましては、生産ラインの自動化・省人化と遠隔地における拠点整備といった物流網の再構築に着手し、生産性向上とコスト削減による収益改善に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結売上高は223億78百万円(前連結会計年度比1.7%増)、営業利益は3億91百万円(前連結会計年度比14.6%減)、経常利益は16億84百万円(前連結会計年度比41.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は2億94百万円(前連結会計年度比82.7%減)となりました。

〈当社の事業の概要〉

営業部門におきましては、主力商品の販売に集中し、ブランドシェア3%を目標に、「黒豆せんべい」「田舎のおかき」「味しらべ」のブランド育成に注力してまいりました。また、夏場のおつまみ需要を捉えた「大人のおつまみ」シリーズの展開、北海道十勝産の大袖振大豆を使用した「大袖振豆もち」ブランドの育成、さらに岩塚ブランドの強化を目的に、国産米100%使用の認知拡大に取り組んでまいりました。

その結果、「10枚岩塚の黒豆せんべい」は「煎餅・あられ（かた焼）カテゴリー商品別販売金額アイテムランキング」で、「田舎のおかき（醤油・塩・ざらめ）」は「煎餅・あられ（おかき）カテゴリーブランド別販売金額」で、それぞれ4年連続売上No.1となりました。（インテージSRI調べ 2012年1月～2015年12月）

製造部門におきましては、食品メーカーとして最重要課題である食の「安全・安心」を確保するために、検査装置・機器の充実を図るとともに品質保証体制の整備に取り組んでまいりました。また、前年に実施したもち米の仕込み工程の設備増強に引き続き、主力商品である「田舎のおかき」生産ラインにおける包装工程の自動化設備の導入を実施いたしました。このほか、IPS（岩塚プロダクションシステム）活動を推進し、生産ラインと作業の改善、ムダの排除とロスの低減に取り組み、生産性の向上を図るとともに、九州に物流倉庫を設置するなど、西日本における物流網の再構築に着手するなど収益改善に努めてまいりました。

原材料面におきましては、従来から差別化のため米菓の加工に適した加工用米を使用しており、特定米穀の価格変動を受け「コスト軸」から国産米に切り替える競合他社とは一線を画しております。原材料価格の上昇に対しては、集中購買の実施や仕入内容および製品規格の見直しなどにより、原材料コストの抑制に取り組んでまいりました。

CSRの取り組みとしては、廃棄物の削減や包材の簡素化による環境負荷低減、原料米を国産100%としたことによるフードマイレージの低減に取り組んでおります。また、東日本大震災で被災した福島県南相馬市の小学生（当時）とのコラボ商品「バタしょっと」の期間限定販売を通じた義援金による支援、大震災から5年経ち中学校を卒業する子どもたちからのビデオメッセージを制作し、成長した姿を全国の皆様にお届けするなど、継続的に被災地の応援をしてまいりました。

以上の結果、売上高は、210億73百万円、営業利益は2億97百万円、経常利益は14億95百万円、当期純利益は1億18百万円となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は13億48百万円でありました。その主なものは包装工程の自動化、生産性および品質の向上を図るものであります。

③資金調達の状況

設備投資の資金調達につきましては、自己資金を充当いたしました。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第60期 (平成25年3月期)	第61期 (平成26年3月期)	第62期 (平成27年3月期)	第63期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高 (千円)	20,586,527	21,044,006	22,014,148	22,378,181
経 常 利 益 (千円)	1,338,830	2,404,206	2,886,271	1,684,195
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	760,001	1,400,879	1,697,840	294,551
1株当たり当期純利益 (円)	132.23	243.79	295.58	51.61
総 資 産 (千円)	103,576,928	109,857,929	96,079,491	69,074,295
純 資 産 (千円)	67,336,550	72,374,583	66,693,942	49,920,567
1株当たり純資産額 (円)	11,718.34	12,595.40	11,686.64	8,747.58

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社および関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
<子会社>			
株 式 会 社 瑞 花	60,000千円	100%	高 級 米 菓 販 売
株式会社新潟味のれん本舗	100,000千円	100%	米 菓 通 信 販 売
株 式 会 社 越 後 抄	100,000千円	100%	法 人 向 け 米 菓 販 売
里山元気ファーム株式会社	10,000千円	100%	農 産 物 ・ 農 産 加 工 品 販 売
<関連会社>			
旺旺・ジャパン株式会社	100,000千円	40%	食 料 品 の 輸 出 入

(注)100%子会社の株式会社田辺菓子舗は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

米菓業界におきましては、個人消費の回復の遅れにともなう米菓市場の伸び悩みやメーカーの寡占化が進む中、上位企業間のブランドシェア争いがより激化することによる販売コストの増加が懸念されます。また、原材料価格や物流コストの上昇、消費者の安全・安心に対する意識の高まりなど、取り巻く経営環境はより厳しい状況が続くことが予想されます。

当社ではこうした経営環境の下、新たに中期経営計画「岩塚Stage-Up70」を策定しました。ブランド集中による構造改革を柱に、生産性の向上や品質保証のための設備投資、企業認知率拡大のための広告宣伝、フルチャネルに対応するための人的資源の再配置により、「新たな成長への挑戦」の基本方針のもと、次に掲げる経営課題に取り組み、将来の持続的成長の実現に向けた基盤づくりを進めてまいります。

①生産体制のStage-Up

消費者の安全・安心に対するニーズに合わせた品質基準を満たすための品質保証設備への投資や多様なニーズに対応するための多品種少量生産ラインの設置などに取り組んでまいります。

②岩塚ブランドのStage-Up

発信力強化による企業認知率の向上や、新規チャネルへの挑戦と「たなべのかりん糖」やブランド米「ゆきみのり」等を活用したおいしいものづくりネットワークの構築に取り組んでまいります。

③岩塚ロジスティックスのStage-Up

国内ロジスティックスの再構築と委託生産による物流費の削減や、輸出戦略の構築による成長に取り組んでまいります。

④新商品開発のStage-Up

伝統米菓の深掘だけでなく、健康・機能米菓の開発やかりんとう製品の開発、海外向け米菓の開発に取り組んでまいります。

⑤コーポレート・ガバナンス体制のStage-Up

コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図り、あらゆるステークホルダーに信頼される体制を構築してまいります。

⑥海外事業のStage-Up

北米やアジア圏で事業展開に向けた情報収集を継続し、旺旺集団との共同出資事業を視野に入れた情報収集や連携強化を図ってまいります。

⑦人財育成のStage-Up

上記の経営課題を実行していくための土台として、人財育成に取り組んでまいります。

以上の中期経営計画のもと、当社グループは、経営課題を着実に実行し、第64期（平成29年3月期）の経営計画の達成を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、米菓の製造・販売を主要な事業としております。主要な製品名および子会社・関連会社の事業内容は以下のとおりです。

会社名	主要な製品・事業内容
岩塚製菓株式会社	岩塚の黒豆せんべい、味しらべ、田舎のおかき、新潟ぬれせんべい、大人のおつまみシリーズ、大袖振豆もち、新潟ぬれおかき、きなこ餅、岩塚の鬼ひび、ふわっと
子会社・関連会社	高級米菓の店舗販売や米菓の通信販売、法人向けの米菓販売、農産物・農産加工品の販売、食品の輸入等を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社	新潟県長岡市
R & D ・ M センター	新潟県長岡市
工 場	飯塚工場（新潟県長岡市）、沢下条工場（新潟県長岡市）、 中沢工場（新潟県長岡市）、長岡工場（新潟県長岡市）、 千歳工場（北海道千歳市）
支 店	広域支店（東京都台東区）、北海道支店（北海道札幌市）、 東北支店（宮城県仙台市）、信越支店（新潟県新潟市）、 東京東支店（埼玉県草加市）、東京西支店（東京都稲城市）、 中部支店（愛知県北名古屋市）、関西支店（大阪府大阪市）、 中国九州支店（福岡県福岡市）

② 子会社および関連会社

株式会社瑞花	本社（新潟県長岡市）、 直営店（新潟県5店舗、東京都2店舗）
株式会社新潟味のれん本舗	本社、ショールーム（新潟県長岡市）
株式会社越後抄	本社（新潟県長岡市）、 東京営業所（東京都台東区）
里山元気ファーム株式会社	本社、岩塚直売店、中沢直売店（新潟県長岡市）、 米の辻世田谷直売所（東京都世田谷区）
旺旺・ジャパン株式会社	本社（東京都台東区）

(7) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
859 (155) 名	11 (△12) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
796 (119) 名	13 (△11) 名	39.1歳	14.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 越 銀 行	300百万円
株 式 会 社 第 四 銀 行	150百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

①発行可能株式総数 23,980,000株

②発行済株式の総数 5,995,000株

③株主数 3,155名

④大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
岩塚製菓共栄会	287,300株	5.03%
株式会社北越銀行	280,000株	4.91%
株式会社第四銀行	250,000株	4.38%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	244,361株	4.28%
平石毅一	244,346株	4.28%
U B S A G S I N G A P O R E	237,700株	4.17%
榎政男	202,105株	3.54%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	184,200株	3.23%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	171,100株	3.00%
榎キク	162,619株	2.85%

(注) 1. 当社は、自己株式を288,215株保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (平成28年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	榎 春 夫	株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗代表取締役 Want Want China Holdings Limited非執行董事 株式会社エム・アイ・ビー取締役 株式会社紀文食品監査役
常務取締役	郷 芳 夫	当社管理本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社監査役 株式会社田辺菓子舗取締役
取締役	小 林 正 光	当社商品開発本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役
取締役	星 野 忠 彦	当社営業本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社取締役
取締役	榎 大 介	当社経営企画本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役
取締役	小 林 晴 仁	当社購買部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 (監査等委員・常勤)	石 川 豊	株式会社瑞花監査役 株式会社新潟味のれん本舗監査役 株式会社越後抄監査役 里山元気ファーム株式会社監査役 株式会社田辺菓子舗監査役
取 締 役 (監査等委員)	佐 野 榮 日 出	税理士 田辺工業株式会社常勤監査役 第四証券株式会社監査役
取 締 役 (監査等委員)	深 井 一 男	税理士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)石川豊氏、佐野榮日出氏および深井一男氏は、社外取締役であります。なお、当社は、社外取締役(監査等委員)石川豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役(監査等委員)石川豊氏は金融機関に長く在籍した経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役(監査等委員)佐野榮日出氏は、税理士の資格を有しており、監査役経験も豊富であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)深井一男氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために石川豊氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 平成28年3月31日をもって大矢俊寿氏は、取締役製造本部長を辞任いたしました。なお、同氏は株式会社瑞花取締役、株式会社新潟味のれん本舗取締役、株式会社越後抄取締役を務めておりましたが、同日をもって辞任いたしました。
7. 平成28年4月1日付で郷芳夫氏は常務取締役管理本部長から専務取締役経営企画本部長に、星野忠彦氏は取締役営業本部長から常務取締役営業本部長に、横大介氏は取締役経営企画本部長から常務取締役製造本部長に委嘱変更しております。
8. 当社は経営の監督体制および業務執行体制の強化のため、執行役員制度を導入しております。

現任の執行役員は次のとおりであります。(平成28年3月31日現在)

氏 名	担 当
浅川 慎一	執行役員 商品企画部長
中野 剛	執行役員 第一製造部長
下田 篤志	執行役員 製造企画部長
高橋 宏明	執行役員 営業企画部長
藤田 英之	執行役員 西日本営業部長
大川 利夫	執行役員 技術部長

なお、平成28年4月1日付で中野剛氏は執行役員開発部長に、下田篤志氏は執行役員生産管理部長に就任いたしました。また、新たに山家晃氏が執行役員内部監査室長に就任いたしました。

②取締役および監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 （―）	6,689万円 （―）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （3名）	540万円 （540万円）
監 査 役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	195万円 （165万円）
合 計 （うち社外役員）	13名 （5名）	7,424万円 （705万円）

(注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役および監査役を含めております。なお当社は、平成27年6月25日に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第62回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について年額2,000万円以内と決議いただいております。

ロ. 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

③社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）石川豊氏は、当社の100%子会社5社の社外監査役であります。
 - ・取締役（監査等委員）佐野榮日出氏は、田辺工業株式会社および第四証券株式会社の監査役（社外監査役）であります。なお、第四証券株式会社と当社との間には、有価証券の預託取引はありませんが、独立性に影響はないと考えており、社外取締役としての職務が適切に遂行できると判断しております。
- ロ. 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会および監査等委員会への出席状況

		出席状況および発言状況
取締役 (監査等委員)	石川 豊	平成27年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。主に金融機関における豊富な経験を生かした見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	佐野 榮日出	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。主に税理士としての専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	深井 一男	平成27年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。主に税理士としての専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規程により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限定としております。

ニ. 社外役員の意見

上記イ. ～ハ. に掲げる事項の記載内容に対して、社外取締役からの意見は特にありません。

(4) 会計監査人の状況

①名称 大有ゼネラル監査法人（一時会計監査人）

- (注) 1. 当社の会計監査人であった監査法人セントラルの任期満了による退任にともない、平成27年6月25日開催の第62回定時株主総会において、新たに新日本有限責任監査法人が会計監査人に選任されました。
2. 第62回定時株主総会において選任されました新日本有限責任監査法人と、会計監査契約を行うべく協議を進めてまいりましたが、監査契約の条件が折り合わず、当社会計監査人の就任に至りませんでした。当社といたしましては、当社の会計監査人が不在になることを回避し、適正な監査業務が継続される体制を維持するため、平成27年7月31日開催の当社監査等委員会において、大有ゼネラル監査法人を当社の一時会計監査人として選任しております。

②報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	3,720万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	3,720万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 監査法人セントラルに支払うべき当事業年度にかかる監査の対価となる報酬等はありません。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤会計監査人の業務停止処分
該当事項はありません。

⑥責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

⑦業務停止処分に関する記載
該当事項はありません。

⑧辞任した会計監査人または解任された会計監査人に関する事項
該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規程の整備、社内通報制度の導入、ならびにその周知と運用の徹底を図っていく。また、内部監査室員は、コンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為について社長および監査等委員会に報告する。

②取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

職務執行に係る重要文書およびその他の情報については、文書管理規程に基づき、保存・管理を行い、取締役が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

③当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理マニュアルも併せて整備する。

④当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じてこれを開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。また、効率的な業務執行を行うため執行役員制度を導入するとともに、担当取締役・執行役員は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務の遂行状況を取締役会および役員会において定期的に報告し、施策・業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社管理規程を定め、子会社の株主総会および取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社へ報告する。

⑥当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社管理規程および関連会社管理規程に基づき、主要な子会社および主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。内部監査室員は、当社およびグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長および監査等委員会ならびにグループ各社社長に報告する。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置く体制と当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。また、内部監査室員は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。

⑧当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員または使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告する。

⑨監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

執行役員・使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないように公益通報制度に関する協定書を取り交わすとともに外部の相談連絡窓口を設置している。

⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役会および業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧が原則自由にできる。また、監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く）および重要な使用人から個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室および監査法人との定期的な意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

①取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役が関与すべき事案については、取締役会、役員会等において検討しておりますが、監査等委員会設置会社移行により監査等委員が社外取締役として決議に参加しているほか、役員会には執行役員が加わり十分に協議するよう努めております。

また、内部監査室が1年で全部署を監査しモニタリングしており、留意すべき特記事項を主体に、社長、役員会および監査等委員会に報告し、必要に応じてフォローしております。

その他、監督者研修等を実施し法令遵守等について教育・周知しているほか、外部を含む複数の内部通報窓口を設置しております。

②取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る文書は、適切に作成・保存・備置しており、電磁的媒体においても管理しております。

また、個人情報の管理については、個人情報保護規程、特定個人情報取扱規程を整備のうえ、厳格に取扱っております。

その他、IT全般統制規程に基づく情報システム部のモニタリング、内部監査室の監査等により問題点の発見・改善に努めており、必要に応じて役員会等に報告しております。

③当社およびグループ会社の損失の危機に関する規程その他の体制

B C Pや危機対応マニュアルを整備しているほか、食品会社としてのリスクを認識のうえ重大苦情・事故対応マニュアル等を定めて対応し、安全・安心な製品の提供に努めております。

また、取締役会等においてリスクを認識のうえ意思決定しており、フードディフェンス対応等を図っております。

④取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において社外取締役を含め活発に議論しているほか、執行役員を含む役員会を適時開催することで迅速な意思決定に努めております。

また、職務分掌に応じた決裁権限に基づく業務執行がなされており、執行役員に対する権限委譲も進めております。

なお、効率性追求一辺倒ではなく、経営計画は各部門からの積上げで目標設定する等、持続的成長に向けたバランスに配慮しております。

⑤グループ会社における業務の適正を確保するための体制（子会社の業務内容等の報告を含む）

子会社管理規程等に基づきグループ会社全体として運営しており、各種管理規程等は子会社に準用、毎月の経営会議には子会社社長も出席しております。

また、内部監査室が当社組織と同様の内容で子会社を監査しているほか、内部統制運営委員会には子会社担当者も参加、さらに内部通報窓口は子会社従業員にも周知しております。

なお、子会社取締役会は当社の常勤取締役が全員出席のうえ月次で開催されており、業績や今後の取組み等について報告を受け議論してきております。

⑥監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制（監査等委員会への報告体制、職務執行費用等を含む）

取締役会等の重要会議には毎回監査等委員の出席を求め必要な報告を行っているほか、特に常勤監査等委員に対しては必要に応じ適時に都度報告を行っております。

また、内部通報システムの情報は、適時に監査等委員会に報告される体制になっており、公益通報制度に関する協定書を労働組合と締結のうえ通達により周知しております。

なお、監査活動に必要な費用については、監査等委員会監査基準に定めており研修費を含め支障のないよう運用しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様のご自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらしするために、対象会社による買付者との交渉を必要とするものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みについて

当社は、日本の伝統ある食文化を世界に広め、人々に喜びと豊かさを提供することが当社の使命であると考え、かかる使命の追求を通じた企業価値の向上を目指しております。

当社は、中期経営計画「フェニックスプラン65」（第58期～第60期）を策定し、平成22年度から平成24年度までの3年間、当社の企業価値を向上すべく取り組んでまいりました。同計画では、「お客様の信頼に応え、おいしさの感動を届けよう！」をスローガンに、経営基盤を強化するための施策を推進してまいりました。

その結果、創業65周年の節目の第60期は、5期ぶりに営業利益を確保し、利益体質への転換を図ることができました。

当社は、このような利益体質を確固たるものにし、生まれ変わった岩塚製菓グループの永続的発展を実現するため、第61期から第63期までの3年間を

対象期間とする中期経営計画「岩塚Re-Bornプラン(61～63)」を策定しました。岩塚製菓グループの創業精神を原点に、「岩塚Re-Bornプラン(61～63)」の下、激変する経営環境に対応するとともに、新しい価値創造に挑戦し、さらなる企業価値の向上に向けて、全グループ会社一丸となって取り組んでまいりました。

当社は、中期経営計画を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、(1)で述べた会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により、当社に対する大規模買付行為が行われるに際し、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様が代案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために不当な条件による買付けに対する交渉を行うことなどを可能としたりすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みとして、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」という）を導入いたしております。

① 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」という）に対し、①事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為についての情報収集・検討などを行う時間を確保したうえで、③株主の皆様が当社経営陣の代案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

② 新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行うなど、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付

された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

③当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、または本新株予約権の取得などの判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、独立委員会は、当社社外取締役である監査等委員1名および社外の有識者2名により構成されております。

④本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

(4)上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもっていること

本対応方針は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断すること、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもっているものです。

③株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、第60回定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本対応方針を更新しております。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととしております。

さらに、本対応方針の有効期間は、平成28（2016）年3月期に関する定時株主総会の終結の時までの3年間といたします。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。

④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に関しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置し、当社社外取締役である監査等委員1名および社外の有識者2名により構成されております。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの観点から、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、当社取締役会へ勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、かかる割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします（ただし、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従う）。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要について株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑦デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株式等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

(注)本対応策は平成28年6月27日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期限が満了することから、平成28年5月13日開催の取締役会において本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本対応策を一部変更したうえで、継続することを決定する予定です。

(注)本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,953,170	流 動 負 債	3,646,689
現金及び預金	822,485	買掛金	816,441
受取手形及び売掛金	3,845,400	短期借入金	450,000
有価証券	82,329	未払費用	873,725
商品及び製品	164,370	未払法人税等	444,775
仕掛品	106,075	賞与引当金	410,760
原材料及び貯蔵品	567,280	その他の	650,986
前払費用	39,965	固 定 負 債	15,507,038
繰延税金資産	297,296	長期未払金	70,428
その他	127,557	退職給付に係る負債	1,065,995
貸倒引当金	△99,589	持分法適用に伴う負債	124,329
固 定 資 産	63,121,124	繰延税金負債	14,030,851
有形固定資産	7,346,896	その他の	215,433
建物及び構築物	4,075,904	負 債 合 計	19,153,727
機械装置及び運搬具	1,942,639	純 資 産 の 部	
土地	870,834	株 主 資 本	13,196,983
リース資産	66,098	資本金	1,634,750
建設仮勘定	342,561	資本剰余金	1,859,250
その他	48,857	利益剰余金	10,415,711
無形固定資産	130,569	自己株式	△712,728
投資その他の資産	55,643,658	その他の包括利益累計額	36,723,583
投資有価証券	54,194,763	その他有価証券評価差額金	36,827,659
長期貸付金	910,533	退職給付に係る調整累計額	△104,075
従業員に対する長期貸付金	1,231	純 資 産 合 計	49,920,567
長期前払費用	22,858	資 産 合 計	69,074,295
繰延税金資産	64,461	負 債 純 資 産 合 計	69,074,295
その他	484,596		
貸倒引当金	△34,786		

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		22,378,181
売 上 原 価		13,835,319
売 上 総 利 益		8,542,861
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,151,506
営 業 利 益		391,355
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	50,052	
受 取 配 当 金	1,358,749	
そ の 他	85,312	1,494,115
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,379	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	8,945	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	105,780	
為 替 差 損	40,395	
た な 卸 資 産 廃 棄 損	18,042	
そ の 他	22,733	201,275
経 常 利 益		1,684,195
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	694,702	694,702
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	21	
固 定 資 産 除 却 損	100,587	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	3,050	
リ ー ス 解 約 損	236	103,895
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,275,002
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	752,645	
法 人 税 等 調 整 額	1,227,804	1,980,450
当 期 純 利 益		294,551
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		294,551

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,634,750	1,859,250	10,223,883	△712,315	13,005,568
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△102,723		△102,723
親会社株主に帰属する 当期純利益			294,551		294,551
自 己 株 式 の 取 得				△412	△412
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	191,828	△412	191,415
当連結会計年度末残高	1,634,750	1,859,250	10,415,711	△712,728	13,196,983

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	53,745,536	△57,161	53,688,374	66,693,942
当連結会計年度変動額				
剰 余 金 の 配 当				△102,723
親会社株主に帰属する 当期純利益				294,551
自 己 株 式 の 取 得				△412
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△16,917,877	△46,913	△16,964,791	△16,964,791
当連結会計年度変動額合計	△16,917,877	△46,913	△16,964,791	△16,773,375
当連結会計年度末残高	36,827,659	△104,075	36,723,583	49,920,567

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,270,988	流 動 負 債	3,495,573
現金及び預金	269,567	買掛金	795,756
受取手形	1,891	短期借入金	450,000
売掛金	3,749,260	リース債務	32,338
有価証券	82,329	未払金	540,348
商品及び製品	155,285	未払費用	860,565
仕掛品	106,075	未払法人税等	416,982
原材料及び貯蔵品	559,614	預り金	22,679
前払費用	33,997	前受収益	727
繰延税金資産	283,752	賞与引当金	374,512
その他の	167,839	その他の	1,663
貸倒引当金	△138,625	固 定 負 債	15,229,189
固 定 資 産	62,860,711	長期預り保証金	103,348
有形固定資産	7,048,746	リース債務	57,560
建築物	3,701,421	退職給付引当金	842,122
構築物	252,739	債務保証損失引当金	80,000
機械及び装置	1,931,722	繰延税金負債	14,030,851
車輛運搬具	10,808	その他の	115,306
工具、器具及び備品	41,544	負 債 合 計	18,724,763
土地	713,530	純 資 産 の 部	
リース資産	54,417	株 主 資 本	12,579,278
建設仮勘定	342,561	資本金	1,634,750
無形固定資産	94,492	資本剰余金	1,859,250
投資その他の資産	55,717,472	資本準備金	1,859,250
投資有価証券	54,194,763	利 益 剰 余 金	9,798,006
関係会社株式	188,400	利益準備金	101,437
出資金	261,141	その他利益剰余金	9,696,568
長期貸付金	910,533	別途積立金	9,542,000
従業員に対する長期貸付金	1,231	繰越利益剰余金	154,568
破産更生債権等	7,836	自 己 株 式	△712,728
長期前払費用	20,916	評価・換算差額等	36,827,659
差入保証金	70,671	その他有価証券評価差額金	36,827,659
その他の	96,764	純 資 産 合 計	49,406,937
貸倒引当金	△34,786	負 債 純 資 産 合 計	68,131,700
資 産 合 計	68,131,700		

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		21,073,516
売 上 原 価		13,615,312
売 上 総 利 益		7,458,203
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,160,680
営 業 利 益		297,522
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	50,351	
受 取 配 当 金	1,358,749	
そ の 他	99,825	1,508,927
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,379	
有 価 証 券 評 価 損	9,398	
た な 卸 資 産 廃 棄 損	18,042	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	145,780	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	80,000	
為 替 差 損	40,395	
そ の 他	10,718	310,714
経 常 利 益		1,495,735
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	694,702	694,702
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	21	
固 定 資 産 除 却 損	100,580	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	3,050	
リ ー ス 解 約 損	245	103,897
税 引 前 当 期 純 利 益		2,086,540
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	721,283	
法 人 税 等 調 整 額	1,246,401	1,967,685
当 期 純 利 益		118,855

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	7,942,000	1,738,436	9,781,874	△712,315	12,563,558	
当 期 変 動 額										
別 途 積 立 金 の 積 立 て					1,600,000	△1,600,000	-		-	
剰余金の配当						△102,723	△102,723		△102,723	
当期純利益						118,855	118,855		118,855	
自己株式の取得								△412	△412	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	1,600,000	△1,583,867	16,132	△412	15,719	
当 期 末 残 高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	9,542,000	154,568	9,798,006	△712,728	12,579,278	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	53,745,536	53,745,536	66,309,095
当 期 変 動 額			
別 途 積 立 金 の 積 立 て			-
剰余金の配当			△102,723
当期純利益			118,855
自己株式の取得			△412
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△16,917,877	△16,917,877	△16,917,877
当期変動額合計	△16,917,877	△16,917,877	△16,902,157
当 期 末 残 高	36,827,659	36,827,659	49,406,937

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月 19 日

岩塚製菓株式会社
取締役会 御中

大有ゼネラル監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鴨 田 真 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 新 井 努 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩塚製菓株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して、岩塚製菓株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

岩塚製菓株式会社
取締役会 御中

大有ゼネラル監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鴨 田 真 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 新 井 努 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩塚製菓株式会社
の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第63期事業年度の計算
書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別
注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することに
ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びそ
の附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統
制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場
から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監
査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し
て監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書
に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査
計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監
査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断
により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示
のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の
有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク
評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算
書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討す
る。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経
営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附
属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した
と判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証し意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会監査基準に準拠し、当期監査方針、職務分担等に従い、内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会や役員会等の重要な会議における意思決定の過程およびその内容を確認し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な工場や営業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤監査等委員が各子会社の監査役としてその取締役会に出席し、取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて往査を行い事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組み（いわゆる買収防衛策）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、監査結果や職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求める等、意思疎通を図ってまいりました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って品質管理責任者を定め整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後も継続して体制強化に取り組むことが重要であると考えております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている各取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

一時会計監査人大有ゼネラル監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。なお、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制については、指摘すべき事項は認められません。

(3) 連結計算書類の監査結果

一時会計監査人大有ゼネラル監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

岩塚製菓株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 石川 豊 ㊟

監査等委員 佐野 榮日出 ㊟

監査等委員 深井 一 男 ㊟

(注) 以上の監査等委員は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主様への利益還元を経営の最重要政策のひとつと考え、業績に裏付けられた成果の配分を基本方針としております。第63期の期末配当は、株主の皆様への安定的な配当の継続を基本に、通期の業績を踏まえたうえで1株当たり18円といたしたいと存じます。また、その他の剰余金の処分につきましては、業績および財務体質の強化と安定的かつ持続的な企業成長のための内部留保資金を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金18円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は102,722,130円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	まき はる お 夫 榎 春 夫 (昭和26年5月26日生)	昭和51年12月 当社入社 昭和58年12月 当社取締役営業本部長 昭和61年12月 当社常務取締役 平成4年3月 当社専務取締役 平成10年6月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 旺旺・ジャパン株式会社取締役 Want Want China Holdings Limited非執行董事 株式会社エム・アイ・ピー取締役 株式会社紀文食品監査役	91,480株
2	ごう よし お 夫 郷 芳 夫 (昭和30年4月22日生)	昭和61年2月 当社入社 平成12年2月 当社本社第一製造部長 平成14年2月 当社製造本部長 平成14年6月 当社取締役製造本部長 平成18年5月 当社取締役管理本部長 平成25年6月 当社常務取締役管理本部長 平成28年4月 当社専務取締役経営企画本部長（現任） （重要な兼職の状況） 旺旺・ジャパン株式会社監査役	3,000株
3	ほし の ただ ひこ 星 野 忠 彦 (昭和35年12月29日生)	昭和59年4月 当社入社 平成14年2月 当社マーケティング部長 平成17年10月 当社生産管理部長 平成18年10月 当社マーケティング部長 平成19年1月 当社R&D・M部長 平成20年10月 当社北海道事業部長 平成22年9月 当社営業本部長 平成23年6月 当社取締役営業本部長 平成28年4月 当社常務取締役営業本部長（現任） （重要な兼職の状況） 旺旺・ジャパン株式会社取締役	6,100株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4	槇 大介 (昭和54年8月14日生)	平成18年5月 当社入社 平成25年6月 当社取締役経営企画室長 平成27年2月 当社取締役経営企画本部長 平成28年4月 当社常務取締役製造本部長(現任) (重要な兼職の状況) 旺旺・ジャパン株式会社取締役	一株
5	小林 正光 (昭和30年1月1日生)	昭和48年3月 当社入社 平成10年2月 当社本社第二製造部長 平成12年12月 当社本社第三製造部長 平成13年2月 当社製造管理部長 平成13年7月 当社I P S推進室長 平成17年1月 当社第一製造部長 平成20年2月 当社開発部長 平成21年6月 当社取締役開発部長 平成21年8月 当社取締役マーケティング本部長 平成24年1月 当社取締役商品開発本部長(現任)	1,000株
6	小林 晴仁 (昭和36年2月6日生)	平成2年4月 当社入社 平成12年12月 当社購買部長 平成14年2月 当社製造管理部長 平成17年1月 当社内部監査室長 平成18年3月 当社営業管理部長 平成21年1月 当社購買部長 平成24年7月 当社生産管理部長 平成25年2月 当社購買部長 平成26年2月 当社製造副本部長 平成26年6月 当社執行役員製造副本部長 平成27年4月 当社執行役員購買部長 平成27年6月 当社取締役購買部長(現任)	400株
※7	阿部 雅栄 (昭和33年3月6日生)	昭和56年3月 当社入社 平成14年2月 当社関東営業部長 平成17年10月 当社マーケティング部長 平成18年5月 当社営業本部長 平成18年6月 当社取締役営業本部長 平成20年7月 取締役 平成20年10月 取締役新規事業開発室長 平成21年6月 里山元気ファーム株式会社 代表取締役社長 平成28年4月 当社管理本部長(現任)	5,100株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 現任取締役である各候補者は、上記のほか、事業報告「2. (3)①取締役の状況」に記載のとおり、当社100%子会社の取締役を兼務しております。
3. 候補者番号の※印は、新任の取締役候補者であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

平成27年6月25日開催の定時株主総会において補欠の監査等委員に選任された細貝巖氏の選任の効力は、本総会の開始される時までの間とされておりますので、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
ほそかい いわお 細貝 巖 (昭和33年7月4日生)	平成4年4月 弁護士登録 尚和法律事務所(現ジョーンズ・デイ法律事務所)入所 平成7年4月 河鱒法律事務所入所 平成11年3月 細貝法律事務所開設 現在に至る (重要な兼職の状況) 三幸倉庫株式会社代表取締役社長	一株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 細貝巖氏は、補欠の社外取締役(監査等委員)として選任するものであります。

3. 補欠の社外取締役(監査等委員)の選任理由および社外取締役(監査等委員)としての独立性ならびに責任限定契約について

- (1) 細貝巖氏の長年の弁護士として培われた法律知識および企業経営における経験を、同氏が取締役(監査等委員)に就任された場合に、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外取締役(監査等委員)として選任をお願いするものであります。
- (2) 細貝巖氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
- (3) 細貝巖氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- (4) 細貝巖氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- (5) 細貝巖氏が監査等委員の欠員により社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく監査等委員の責任限度額は、法令が規定する額となります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

本議案は、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績ならびに企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであります。当社としては、かかる目的に鑑み、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本制度にかかる取締役の報酬等の額および内容については、平成27年6月25日開催の当社定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額（年200百万円以内。ただし使用人分給とは含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対して支給することといたしたく存じます。また、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたく存じます。

現時点において、本制度の対象となる取締役は6名ですが、第2号議案のご承認が得られますと、本制度の対象となる取締役は7名となります。

2. 本制度における報酬等の額および内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であり、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

本制度の詳細につきましては、47頁記載の【ご参考】当社平成28年5月13日付開示「業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ」をご参照願います。

(2) 本制度の対象者

本制度の対象者は、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）とします。

(3) 当社が本信託に拠出する金額の上限

当社は、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間、および当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役への給付を行うために必要となる株式を本信託が先行して取得するための資金として、100百万円を上限として本信託に拠出いたします。なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の取得資金として100百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

(4) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。なお、当初の対象期間につきましては、本信託設定（平成28年8月予定）後遅滞なく、25,000株を上限として取得するものとします。

(5) 取締役給付される当社株式等の具体的な内容

当社グループは、各事業年度に関して、取締役の職務内容や責任等に応じて付与する役位別の基準ポイントをもとに、連結業績達成度等を勘案して計算される数のポイントを取締役に付与します。取締役給付される1事業年度あたりのポイント数の合計は、5,000ポイント（当社普通株式5,000株相当）を上限とします。なお、取締役給付されるポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

(6) 取締役に対する給付時期

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時までに付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式について、原則として退任後に本信託から給付を受けることができます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の給付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受ける場合があります。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

【ご参考】 当社平成28年 5 月13日付開示

「業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ」

1. 導入の背景及び目的

当社取締役会は、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認を頂くことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。これは、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の役員報酬と株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としたものであります。

2. 本制度の対象者

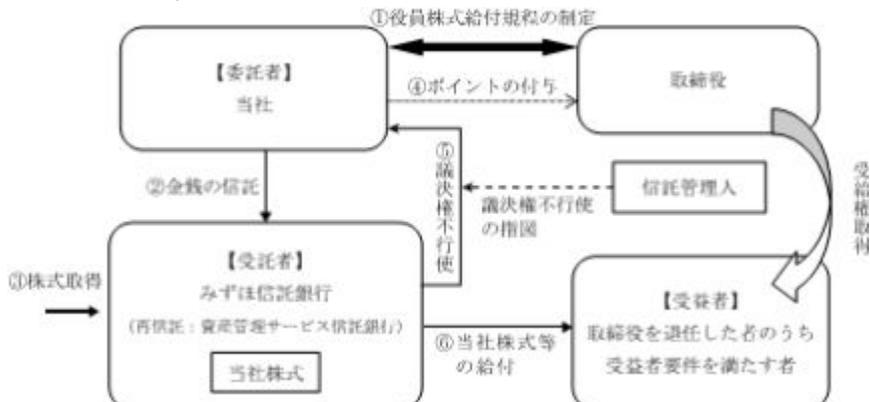
本制度の対象者は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）とします。

3. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であり、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

＜本制度の仕組み＞



- ①当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ②当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権を行使しないこととします。
- ⑥本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 信託期間

平成28年8月31日（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了いたします。）

(3) 当社が本信託に拠出する金額及び本信託が取得する株式数

本株主総会で、本制度導入のご承認を頂くことを条件として、当社は、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間、及び当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役への給付を行うために必要となる株式を本信託が先行して取得するための資金として、100百万円を上限として本信託に拠出いたします。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の取得資金として100百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

ご参考として、平成28年5月12日の終値4,680円での取得を前提とした場合、当初の対象期間に関して当社が取締役への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額100百万円を原資に取得する株式数は、最大21,367株となります。

(4) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。なお、当初の対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、25,000株を上限として取得するものとします。

(5) 取締役へ給付される当社株式等の具体的な内容

当社は、各事業年度に関して、取締役の職務内容や責任等に応じて付与する役位別の基準ポイントをもとに、連結業績達成度等を勘案して計算される数のポイントを取締役に付与します。取締役へ付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、5,000ポイントを上限とします。

なお、取締役へ付与されるポイントは、下記(6)の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)

(6) 取締役に対する給付時期

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式について、原則として退任後に本信託から給付を受けることができます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の給付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(7) 議決権の取扱い

本信託勘定内の当社株式にかかる議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(8) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託にかかる受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して給付されることとなります。

(9) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(8)により取締役役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者 : 資産管理サービス信託銀行株式会社)
- ④受益者 : 取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 平成28年8月31日 (予定)
- ⑧金銭を信託する日 : 平成28年8月31日 (予定)
- ⑨信託の期間 : 平成28年8月31日 (予定) から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以 上

第5号議案 会計監査人選任の件

当社は、平成27年6月25日開催の第62回定時株主総会において新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任することを付議し、承認可決されましたが、平成28年3月期における会計監査契約の条件について折り合わず、結果として、当社会計監査人の就任に至りませんでした。これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続される体制を維持するため、平成27年7月31日開催の監査等委員会において「大有ゼネラル監査法人」を当社の一時会計監査人に選任し、現在に至っております。

つきましては、一時会計監査人であります「大有ゼネラル監査法人」を、改めて会計監査人に選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会が大有ゼネラル監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が高い専門性、独立性および適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

名称	大有ゼネラル監査法人		
事務所	東京都千代田区飯田橋1-4-1 九段ウィズビル3F		
沿革	平成18年4月 大有監査法人と監査法人ゼネラルの合併により、大有ゼネラル監査法人と名称変更 平成18年9月 新栄監査法人と合併		
概要	資本金	27,000千円	
	構成人員	代表社員	8名
		社員	3名
		公認会計士	12名
		その他	1名
		合計	24名（非常勤務者含む）
	監査会社数	57社	

第6号議案 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の更新の件

当社は、平成25年6月25日開催の当社第60回定時株主総会において株主の皆様からの承認を受け、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」(以下「旧対応方針」といいます。)を更新いたしました。その有効期間は、平成28年6月開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)終結の時までとなっております。当社取締役会は、当該更新後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非を含め、その在り方について引き続き検討をしております。

その結果、当社は、平成28年5月13日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(同号ロ(2))として、当社定款第17条の定めに基づき本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、更新することを決定いたしました(以下、当該更新後の対応方針を「本対応方針」といいます。)。つきましては、本対応方針の更新(継続)について、株主の皆様にご承認をお願いしたいと存じます。

本対応方針につきまして、当社の社外取締役である監査等委員(以下、「社外監査等委員」といいます。)3名全員はいずれも、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

なお、本対応方針の基本的な枠組みは旧対応方針と同一ですが、更新にあたり、本対応方針の迅速な運用が確保されるよう、独立委員会の追加的な情報提供を要求する期間及び独立委員会による検討の延長期間について上限を設定したほか、一部字句の修正等形式的な修正を行っております。

また、当社は本日現在、当社株式の大規模な買付等にかかる提案等を一切受けておりません。

1. 基本方針について

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様のご自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたすために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

2. 基本方針に資する取組みについて

当社は、日本の伝統ある食文化を世界に広め、人々に喜びと豊かさを提供することが使命であると考え、かかる使命の追求を通じた企業価値の向上を目指しております。

当社は、中期経営計画「岩塚Re-Bornプラン」(第61期～第63期)を策定し、平成25年度から平成27年度までの3年間、新たな成長に向けた経営基盤づくりに力点をおいて、個々の戦略課題にグループ会社一丸となって取り組んでまいりました。

当社は、この経営基盤をさらに盤石なものにし、これから本格化する21世紀型消費社会に対応できるよう、新たな中期経営計画「岩塚Stage-Up70」(第64期～第66期)を策定しました。平成28年度から平成30年度までの3年間を対象とするこの新・中期経営計画は、「社員一人ひとりの成長」が企業力として結集されてゆくマネジメントを実践し、企業価値の一層の向上を目指すものです。当社グループは、個々の戦略課題に取り組むことで、一丸となって新たな成長への挑戦を続けてまいります。

当社は、この中期経営計画を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

3. 本対応方針の内容

(1) 本対応方針更新の目的

本対応方針は、上記1. に述べた基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配され、株主の皆様の利益を棄損することを防止するための取組みとして更新するものです。

当社は、中期経営計画「岩塚Stage-Up70」（第64期～第66期）の下、株主の皆様、お客様、取引先様、従業員、地域社会その他、多様なステークホルダーの皆様にとって価値ある企業として支持されることを常に目指し、企業価値・株主共同の利益の最大化に全力で取り組んでまいります。

当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が、当社を取り巻く経営環境を正しく認識し、当社の企業価値の源泉を理解した上でこれを中長期的に保有し、当社の価値を向上させる意図を持つものでなければ、中期経営計画「岩塚Stage-Up70」（第64期～第66期）の達成が困難となるのはもちろんのこと、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあります。

さらに、外部者である買付者から買付提案を受けた際には、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する事項等について株主の皆様から適切に把握していただくとともに、当該買付者による当社株式等の大規模買付行為が企業価値に及ぼす影響について判断していただく必要があります。

したがって、外部者である買付者によって当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断していただくための時間、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案させていただくための情報を収集する時間の確保が必要であります。また、不当な条件による買付けについては、当社取締役会が株主の皆様のために交渉を行うことを可能とすること等が必要になってまいります。

このような状況を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みとして、以下にその詳細を記載する本対応方針の更新が必要であると判断いたしました。

(2) 本対応方針の概要

ア. 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、①事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情

報の提供を求め、②大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、③株主の皆様当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続（下記(3)イ.において定義される「大規模買付ルール」を指し、その内容は下記(3)「大規模買付ルールの内容」にて詳述するものとします。）を定めています。

イ. 新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」ご参照）には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(6)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて詳述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

ウ. 当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施、又は本新株予約権の取得等の判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙1ご参照）に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主総会を招集するものとされており、さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本対応方針の更新当初の独立委員会は、当社社外監査等委員1名及び社外の有識者2名により構成される予定であり、その委員は別紙2のとおりです（更新時の独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については別紙1ご参照）。

エ. 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

(3)大規模買付ルールの内容

ア. 本対応方針の対象となる大規模買付行為の定義

本対応方針は、次の①若しくは②のいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます。）又はその可能性のある行為がなされ、又はなされようとする場合（以下「大規模買付行為」と総称します。）を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株券等（注1）に関する大規模買付者の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）
- ②当社が発行者である株券等（注4）に関する大規模買付者の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）

注1：金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2：金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに (ii) 大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、本対応方針においては大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

注3：売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

注4：金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。

注5：金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

注6：金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i) 共同保有者及び(ii) 契約金融機関等は、本対応方針においては大規模買付者の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

注7：買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

イ. 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び大規模買付者が大規模買付行為に際して本対応方針に定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを誓約する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社は、大規模買付者が現れた事実に加えて、大規模買付者から意向表明書が提出された事実及び本必要情報（当社が秘密保持義務を負うことを条件として大規模買付者から開示されたものを除きます。）を速やかに開示いたします。また、その他の情報のうち独立委員会が株主の皆様の判断のために必要又は適切であると認めた事項につきまして、独立委員会が適切と判断する時点で開示するものとします。

独立委員会は、大規模買付者から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、大規模買付者に対し、適宜回答期限（但し、意向表明書を受領した日から起算して60日間を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提出していただきます。

独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、独立委員会は、直ちにその旨を当社株主の皆様に対して開示いたします。

記

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、主要な株主又は出資者、ならびに重要な子会社及び関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接又は間接を問いません。）その他の構成員、業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、役員の名及び略歴、ならびに当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただく場合があります。）
- ③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ④大規模買付行為に係る買付けその他の取得の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）
- ⑤大規模買付行為に係る買付けその他の取得の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接又は間接を問いません。））を含みます。）の具体的名称、調達方法、担保の内容、資金提供が実行されるための条件の有無、資金提供後の誓約事項及び内容、ならびに関連する具体的取引の内容を含みます。）
- ⑥大規模買付行為の完了後に意図されている当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）

- ⑦大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑧当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を開始したものと認められる場合には、引き続き意向表明書及び本必要情報の提出を求めて大規模買付者と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(4)ア.(7)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告することとします。

ウ. 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の検討

(ア) 当社取締役会に対する意見、代替案及び情報提供等の要求

独立委員会は、当社取締役会に対しても、独立委員会が合理的に定める検討期間（但し、独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した旨を当社が開示した日から起算して、原則として60日を超えないものとします。）内に大規模買付行為の内容に対する意見、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提示を求めることができます。

(イ) 独立委員会による検討作業

独立委員会は、大規模買付者及び（当社取締役会に対して上記(7)のとおり情報等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報等を受領してから、原則として、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる全ての当社株券等の買付けである場合には60日、それ以外の場合には90日が経過するまで（但し、下記(4)ア.(7)③に記載する場合には、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といい、上記ウ.(7)の60日間とは別途起算するものとします。）に、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該大規模買付者と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、

独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

大規模買付者は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

ア. 独立委員会による勧告等の手続及び当社取締役会による決議

(ア) 独立委員会の勧告等

独立委員会は、大規模買付者が現れた場合において、次の①から③までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して次の①から③までに定める勧告その他の決議をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び理由を含みます。）について、勧告後速やかに情報開示を行います。

① 独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者が本対応方針に定められた手続を遵守しなかった場合、その他大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討の結果、大規模買付者による大規模買付行為が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記(6)「本新株予約権の無償割当ての概要」カ.において定義されます。）の前日までの間、（無償割当ての効力発生時までは）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（無償割当ての効力発生時の後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(a) 当該勧告後大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合

(b) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でなくなった場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを相当と判断する場合でも、大規模買付行為者による大規模買付行為が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める本新株予約権の無償割当ての要件のうち②ないし⑨の該当可能性が問題となる場合には、当社取締役会に、株主総会の招集及び新株予約権無償割当てに関する議案の付議を勧告することができるものとします。

②独立委員会が本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者との協議・交渉等の結果、大規模買付者による大規模買付行為が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①前段の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施の勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討・当該大規模買付者との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（但し、合計で60日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、かかる延長の理由及び期間を開示の上、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施

又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

④独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記①から③までのほか、当社取締役会が随時諮問する事項の決定等を行うことができるものとします。

(イ)当社取締役会による決議、株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止及び本新株予約権の無償取得を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議が勧告された場合には、実務上株主総会の開催が困難である場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当て実施に関する議案を付議するものとします。当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施について決議がなされた場合には、当社取締役会は、株主総会における決議に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行するものとします（株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を取締役に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行うものとします。）。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施の決議を行うまでの間、又は上記の株主総会が開催される場合には、当該株主総会において本新株予約権無償割当ての議案が可決若しくは否決されるまでの間、当社株券等の買付等を実行してはならないものとします。

イ. 本必要情報の変更

上記(3)イ.「大規模買付者に対する情報提供の要求」の規定に従い、当社が本必要情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、独立委員会が大規模買付者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、従前の本必要情報を前提とする大規模買付行為(以下、本項において「変更前大規模買付行為」といいます。)について進めてきた本対応方針に基づく手続は中止され、変更後の本必要情報を前提とする大規模買付行為について、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として大規模買付ルールが改めて適用されるものとします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、大規模買付者による大規模買付行為が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(4)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」ア.(イ)に記載される当社取締役会の決議又は株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(4)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」ア.(ア)(イ)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て、かかる判断を最大限尊重した上で決定されることとなります。

記

- ①大規模買付者が、大規模買付行為に際して、大規模買付ルールに定められた手続を遵守しなかった場合
- ②大規模買付者が、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行おうとしていると判断される場合
- ③大規模買付者が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行おうとしていると判断される場合
- ④大規模買付者が、当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で大規模買付行為を行おうとしていると判断される場合

- ⑤大規模買付者が、当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券その他の資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売抜けをする目的で大規模買付行為を行おうとしていると判断される場合
 - ⑥大規模買付者の提案する大規模買付行為の方法が、強圧的二段階買収(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、又は明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと)等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合(但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。)
 - ⑦大規模買付行為の条件(大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為の後の経営方針又は事業計画、大規模買付行為の後における当社の少数株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な大規模買付行為であると合理的な根拠をもって判断できる場合
 - ⑧大規模買付者の経営者又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として明らかに不適切であると判断される場合
 - ⑨その他②から⑧までに準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (6)本新株予約権の無償割当ての概要

本対応方針に基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

ア. 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。))において当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。))における当社の最終の発行済株式の総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。))と同数とします。

イ. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本

新株予約権を割り当てます。

ウ. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日とします。

エ. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式(注8)の数(以下「対象株式数」といいます。)は、別途調整がない限り1株とします。

注8：将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式、及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類の株式を指すものとします。

オ. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。

カ. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める期間とします。但し、下記ケ.に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

キ. 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者(注9)、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者(注10)、(Ⅲ) 特定大量買付者(注11)、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者(注12)、若しくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注13)(以下、上記(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することがで

きません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記ケ.のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

注9：原則として、当社が発行者である株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。

注10：金融商品取引法第27条の23第5項に定義され、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。

注11：原則として、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注11において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。

注12：金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本対応方針においては大規模買付者の特別関係者とみなします。

注13：実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。ここでいう「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

ク．本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

ケ．当社による本新株予約権の取得

(ア) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

(イ) (ア)にかかわらず、当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとします。また、かかる取得がなされた日以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができるものとします。

コ．合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めるものとします。

サ．新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

シ．その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めるものとします。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上で前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.(4)ア.及び3.(5)において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールに定められた手続を遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において本新株予約権無償割当決議を行った場合には、本新株予約権無償割当決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」イ.において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」ウ.に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

なお、当社は、本新株予約権無償割当決議が行われた後であっても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいては当社が

本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

ア. 株主名簿への記録の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。

この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に本新株予約権が無償にて割り当てられますので、割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

イ. 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の権利行使期間内で、かつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでの間に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき、1株の当社株式が発行されることとなります。

ウ. 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この

場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、当社取締役会による本新株予約権無償割当決議が行われた後、速やかに、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本対応方針は、上記3.(1)「本対応方針更新の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断すること、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

下記6.「本対応方針の更新に際しての手続」において詳述するとおり、当社は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本対応方針を更新させていただきます予定です。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととします。

さらに、下記7.「本対応方針の有効期間、廃止及び変更」に詳述するとおり、本対応方針の有効期間は、平成31（2019）年3月期に関する定時株主総会の終結の時までの3年間といたします。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の更新にあたり、当社取締役会又は取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に関しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しました。

本対応方針の更新当初の独立委員会は、当社社外監査等委員1名及び社外の有識者2名により構成される予定であり、その委員は別紙2のとおりです。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記3.(3)「大規模買付ルールの内容」及び(4)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載したとおり、こうした独立委員会が独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の観点から、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について、当社取締役会へ勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、かかる割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします（但し、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従います。）。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要について株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、上記3.(4)ア.(7)「独立委員会による勧告等」及び3.(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

下記7.「本対応方針の有効期間、廃止及び変更」において詳述するとおり、本対応方針は、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役の過半数の交代が決議さ

れた場合においても、なお廃止又は不発動とすることができない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

6. 本対応方針の更新に際しての手續

本対応方針の更新については、当社定款第17条の定めに基づき、本定時株主総会において、本対応方針を更新すること、及び、本対応方針に記載した条件に従い本新株予約権無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

7. 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会において本対応方針の更新につき株主様の皆様のご承認をいただいた時から、3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（平成31（2019）年3月期）に関する当社定時株主総会（平成31（2019）年6月開催予定）が終結した時までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、取締役会において、本対応方針の有効期間中に独立委員会の承認を得た上で、必要に応じて本対応方針を見直し、又は変更する場合があります。

当社は、本対応方針の廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本対応方針において引用する法令の規定は、本日現在施行されている法令を前提としているものであり、本日以後、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本対応方針の条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員（以下「独立委員」という。）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外監査等委員（補欠者を含む。）又は(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、(ii)については、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む就任契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終了した後最初に開催される当社取締役会の終了した時までとする。また、補欠又は増員として選任された独立委員の任期は、他の現任独立委員の任期の満了する時までとし、当社社外監査等委員であった独立委員が監査等委員でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に規定する事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従う。）。なお、各独立委員及び当社各取締役は、こうした決議にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は第三者の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①本新株予約権無償割当ての実施又は不実施（本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会へ付議することを含む。）
 - ②本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に規定する事項を行うことができる。
 - ①本対応方針の対象となる大規模買付行為への該当性の判断

- ②大規模買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ④大規模買付者との交渉・協議
 - ⑤当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦本対応方針の修正又は変更の承認
 - ⑧その他本対応方針において独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨当社取締役会において別途独立委員会が行うことができるものとして定めた事項
- ・独立委員会は、大規模買付者から提出された情報が本必要情報（本対応方針3.(3)イ.参照）として不十分であると判断した場合には、大規模買付者から追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、大規模買付者から意向表明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付者の大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
 - ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付者の大規模買付行為の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、大規模買付者と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
 - ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役（監査等委員を含む。）、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を求め、独立委員会が求める事項に関する説明を要求することができる。
 - ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者的立場にある専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタント等）の助言を得ること等ができる。
 - ・各独立委員及び取締役会は、大規模買付行為がなされ、又はなされるおそれがある場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙2)

独立委員会委員略歴

本対応方針更新当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

石川 豊 (いしかわ ゆたか)

昭和29年2月10日生

当社社外取締役常勤監査等委員

<略 歴>

昭和52年 4月 株式会社北越銀行入行

平成20年 6月 同行監査部長に就任

平成26年 6月 北越信用保証株式会社代表取締役社長に就任

平成27年 6月 当社取締役常勤監査等委員に就任 (現任)

細貝 巖 (ほそかい いわお)

昭和33年7月4日生

細貝法律事務所所長

<略 歴>

平成 4年 4月 弁護士登録

平成 4年 4月 尚和法律事務所 (現ジョーンズ・デイ法律事務所) 入所

平成 7年 4月 河鱒法律事務所入所

平成11年 3月 細貝法律事務所開設

松本 榮一 (まつもと えいいち)

昭和23年3月18日生

松本会計事務所所長

<略 歴>

昭和48年12月 会計士補登録

昭和49年 4月 昭和監査法人 (現新日本有限責任監査法人) 入社

昭和55年 1月 松本会計事務所開設

昭和55年 8月 公認会計士登録

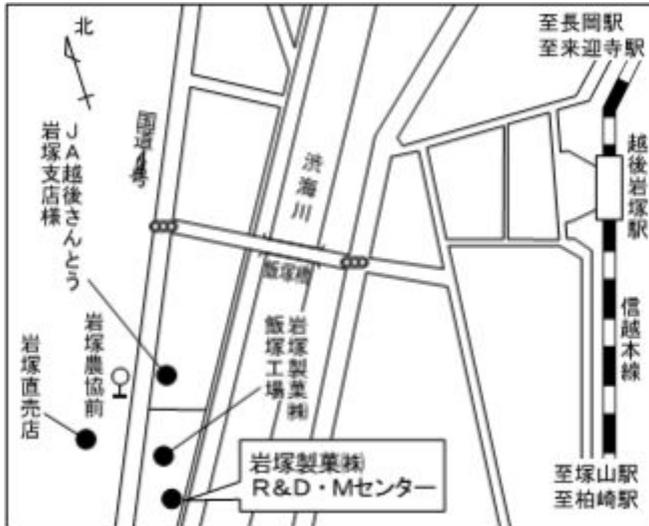
昭和55年 9月 税理士登録

※石川豊氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役である監査等委員です。

※上記の各氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場

岩塚製菓株式会社 R & D ・ Mセンター

3階 コンベンションホール

新潟県長岡市飯塚2958番地

電話 0258 (92) 5562